

## **[事案 29-266] 手術給付金支払請求**

・平成 30 年 4 月 27 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

60 日間に 1 回の給付を限度とすることを理由に手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

経皮的冠動脈形成術（手術①）から 2 か月以内に経皮的冠動脈ステント留置術（手術②）を受けたところ、60 日に 1 回の給付を限度とすることを理由に手術給付金が支払われなかったが、以下の理由により、平成 2 年 10 月に契約した終身保険の医療特約に基づき、手術②に対する手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 本契約は昭和 52 年の契約を 2 度にわたり転換したものであるが、本契約の転換前の契約においては、経皮的冠動脈形成術および経皮的冠動脈ステント留置術について、手術給付金の支払いを 60 日間に 1 回の給付を限度とするとの制限はなかった。
- (2) 本契約の申込時（転換時）に、募集人に対して、転換前契約と等しい特約内容のものに加入したいと申し出たが、60 日間に 1 回の給付を限度とすることについての説明はなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款には、施術の開始日から「60 日の間に 1 回の給付を限度とする」旨が規定されており、申立人は約款規定の適用を受けることについて承諾して申込みをしたので、手術①から 60 日以内に行われた手術②については、手術給付金は支払われない。
- (2) 募集人が、約款の細かな点にまで言及して説明をすることは現実的ではなく、手術給付金の支払制限を説明しなかったとしても、そのことが例外的に支払事由となることはない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時（転換時）の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、手術②について約款上の手術給付金の支払事由に該当するとは認められず、募集人が手術給付金の支払制限を説明すべきであったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。